消 セ 第 1475 号

令和元年８月27日

大阪府健康医療部環境衛生課長様

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長様

大阪府内市町村保健所長様

大阪府消費生活センター所長

公衆浴場における「温泉」等の表示に関する注意喚起について（依頼）

大阪府では、令和元年８月27日付けで公衆浴場を運営する事業者２者（３施設）に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第５条第１号に違反する優良誤認表示が認められたことから、同法第７条に基づく措置命令を行いました。

景品表示法では、消費者（利用者）に対し商品・サービスの品質、規格、その他の内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると誤認させる表示を優良誤認表示として禁止しています。ここで言う「表示」とは、施設内外の看板や説明板、パンフレット、ホームページ、口頭での説明などを含むものです。

今回の措置命令は、公衆浴場の天然温泉（温泉法第２条第１項に定義される「温泉」をいう。以下同じ。）を使用していない浴槽において、効能を表示するなど天然温泉と誤認させるような優良誤認表示が認められたことによるものです。

各位におかれましては、公衆浴場に対する指導等の機会を捉えて、公衆浴場管理者に対し下記の点について注意喚起をいただきたくお願いします。

記

１　いわゆる人工温泉について

天然温泉を使用していない浴槽において、入浴剤等により温湯の成分等を調整している場合に「人工温泉」と称するなどして一定の効能・効果を表示するためには、当該入浴剤等が、医薬品又は医薬部外品（以下「医薬品等」という。）であることが必要です。また、医薬品等を使用する場合にあっても、人工温泉装置等により、医薬品等に定められた用法・用量が適切に管理され、恒常的・安定的に維持されていることが条件となり、表示できる効能・効果は、当該医薬品等に認められているものとなります。この場合、利用者に天然温泉であるとの誤認を与えないよう、「人工温泉」である旨を明確に表示することが必要です。

医薬品等を適切に維持管理せずに使用したり、医薬品等に該当しない化粧品や雑品等を用いたりしながら、天然温泉と誤認させるような表示や効能・効果の表示を行っている場合は、景品表示法に違反する優良誤認表示にあたることがあります。

２　人工炭酸泉について

天然温泉を使用していない浴槽において、人工炭酸泉装置により温湯に炭酸ガスを溶解させている場合に、「人工温泉」や「人工炭酸泉」と称するなどして一定の効能・効果を表示するためには、当該装置等が医療機器であることが必要であり、表示できる効能・効果は、当該医療機器に認められているものとなります。また、利用者に天然温泉であるとの誤認を与えないよう、人工的に炭酸ガスを溶解させている旨を明確に表示することが必要です。

医療機器に該当しない装置を使用していながら、効能・効果の表示を行っている場合は、景品表示法に違反する優良誤認表示にあたることがあります。また、効能・効果ではなく、これに準じるような「おすすめ」等を表示する場合においても、炭酸濃度等が適切に維持管理されていなければならず、利用者に天然温泉であるとの誤認を与えないことが必要です。

なお、「おすすめ」等とする表示であっても、天然の療養泉としての二酸化炭素泉の適応症以外の症状等を表示している場合や、「たった５分の入浴で血流が４倍になる」、「血糖値を下げる」、「血液をサラサラにする」などの表示を行っている場合に、当該表示の合理的な根拠を示すことができないときは、景品表示法に違反する優良誤認表示となります。

３　天然温泉に入浴剤や炭酸成分を付加している場合について

天然温泉を使用している浴槽において、入浴剤等を使用したり、人工的に炭酸ガスを溶解させるなどしている場合には、利用者に誤認を与えないよう、入浴剤等の使用や、人工的に炭酸ガスを溶解させている旨を明確に表示することが必要です。

また、入浴剤等の使用や炭酸ガスの溶解により、当該天然温泉に認められる適応症以外の効能・効果や「おすすめ」等を表示する場合には、前述の１及び２に準じた注意が必要です。

|  |
| --- |
| 本件に関する問合せ先大阪府消費生活センター担当　山田、館山電話　０６（６６１２）７５００ |